

単位修得認定規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学学則第20条に基づき、単位修得認定について定めることを目的とする。

(単位修得の認定)

第2条 単位修得の認定を受けるためには、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 当該授業科目の授業実時数の3分の2以上出席していること。

(2) 当該授業科目の成績評価が、学則第18条の合格点に達していること。

2 成績評価のための試験については、別に定める試験規程による。

(成績発表)

第3条 成績発表は、科目ごとにAA、A、B、C、D、E、Fの表示により行い、評価の基準は、次に掲げる表のとおりとする。また、発表の時期は、学期末とする。

表示	AA	A	B	C	D	E	F
評価の基準	100点 ~ 90点	89点 ~ 80点	79点 ~ 70点	69点 ~ 60点	59点以下	欠席	無資格

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て大学審議会が決定する。

附則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。